

令和7年度採用

九度山町会計年度任用職員の募集について

(募集職種：労務職)

1. 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。従来の「臨時職員」と呼ばれていた職が、法改正により「会計年度任用職員」という名前に変わったものです。採用されると、一般職の地方公務員となり、地方公務員法（服務規程・分限処分・懲戒処分）が適用されます。

2. 申込み

受付期間	令和7年7月25日（金）～令和7年8月22日（金） 午前8時30分～午後5時 （土・日曜日・祝日は除く）
提出書類	会計年度任用職員任用申込書 （※必ず顔写真を貼ってください。）

3. 欠格要件（地方公務員法第16条）

下記の欠格要件のいずれかに該当する人は応募できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 九度山町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 任用期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで（期間更新有り）

5. 任用の決定

任用の決定は、書類選考及び面談によって決定します。

6. 募集人数・職務内容・資格条件

募集人数	1 人
職務内容	給食調理業務（下準備・調理・洗浄等）
資格条件	家庭等での調理経験のある者。 欠格要件に該当しないこと。 日本国籍を有する方。

7. 勤務条件

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項
条件付採用期間	採用後1か月は「条件付採用期間」となります。 良好な成績で勤務した場合に正式採用となります。
勤務時間	最大 週37時間30分（1日7時間30分×週5日） 年間200日以内 ① 午前8時00分～午後4時30分（休憩60分） ② 午前8時00分～午後12時00分 ※ 勤務日時は上記が基本となりますが、要相談。
勤務場所	九度山町学校給食共同調理場（給食センター）
報酬額等	① 日 額 8,456 円（月末締め翌月10日支払） ② 時間額 1,127 円（月末締め翌月10日支払） ※出勤日数により変動します。 ※報酬額は現時点での予定で、変更になる場合があります。
諸 手 当	通勤手当、期末勤勉手当 ※1 通勤手当は、支給要件あり。 ※2 期末勤勉手当は、勤務期間等に応じ支給、支給要件あり。
福利厚生	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償 ※勤務日数等により適用要件あり。 定期健康診断（勤務条件による）
休 日	原則 土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日） ※行事により、土・日・祝日が勤務日となることがあります。 ※学校の長期休暇（春・夏・冬休み）期間は休みとなります。 ※学校給食の稼働日に準ずる。
休 暇 等	年次有給休暇（勤務日数等に応じて付与） 特別休暇（有給：夏季休暇、忌引休暇など） （無給：病気休暇など）